

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 租税条約におけるその他所得

今回、租税条約におけるその他所得条項につき、各国の租税条約の比較を行います。

その他所得条項

その他所得とは、租税条約の前各条に規定されていない所得を言い、OECD 租税条約モデルでは、所得の源泉地を問わず、原則受益者の居住地国のみで課税されます。ただし、その所得が他方の締約国内の PE に実質的に関連する場合は、本条項に代わり第 7 条（事業所得条項）を適用し、PE 所在地国に課税権を与えています。

その他所得には、法人税法施行令 178 条に規定されている以下のような所得が含まれます。

- ◇ 国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得
- ◇ 国内にある資産の贈与を受けたことによる所得
- ◇ 国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得
- ◇ 国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得
- ◇ 前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

各国の租税条約の比較

例えば PE のない外国法人が、日本子会社から国内にある資産の贈与を受けた場合、日本での課税関係は適用される条約によって異なります。

条約 相手国	内 容	条 文
香港	特別な関係がないとしたならば合意したとされる額を超える場合には当該超過分について、源泉地国課税される。贈与による所得は、特別な関係の存在を前提として取得されているものと考えられるため、全額を日本で申告納税することが必要となる。通常の法人税率が適用される。	第 21 条 3 項
イギリス		第 21 条 3 項
フランス		第 22 条 3 項
オランダ(新条約)		第 20 条 3 項
アメリカ	上記と同様に全額を日本で申告納税することが必要になるが、税率は条約の限度税率 5%となる。	第 21 条 3 項
インド	源泉地国課税が認められているため、全額を日本で申告納税(通常税率)。	第 22 条 3 項
中国		第 22 条 1 項
シンガポール	特別な関係がある場合の超過金額の源泉地国課税の規定はないため、日本での課税なし。	第 21 条 3 項

現行の OECD モデル租税条約は、1 項（課税権の配分/源泉地国免除）、2 項（本条約の適用除外）の規定をおいているのみで、各国の租税条約毎に内容が異なるため留意する必要があります。

お見逃しなく！

従来からその他所得については、匿名組合契約に係る分配利益の取扱いが問題となっていました。新たに締結された条約の締結、条約の改正が行われた場合には、個別条項を設け、日本の国内法に基づき 20%税率で源泉課税できるようにしています。